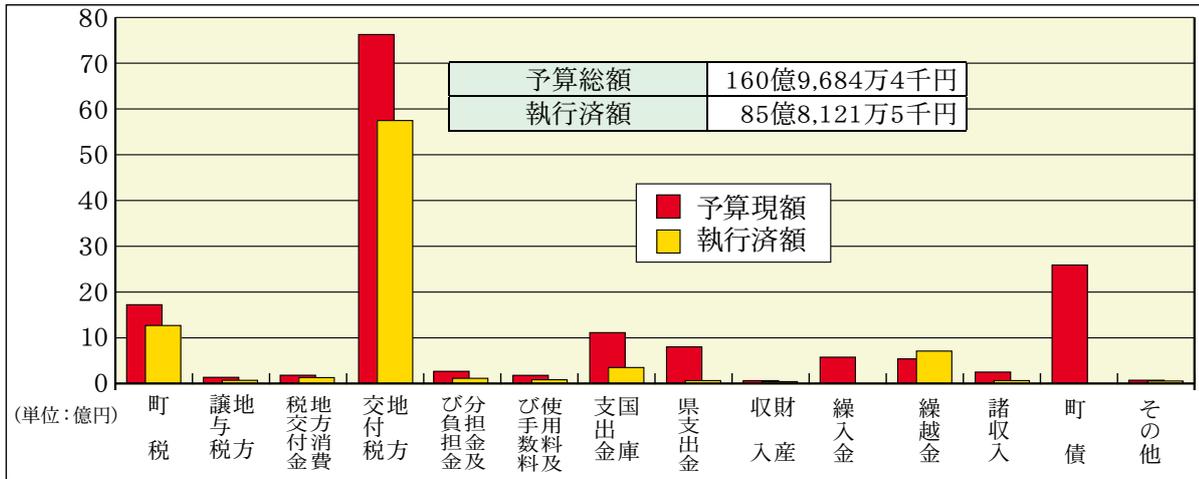
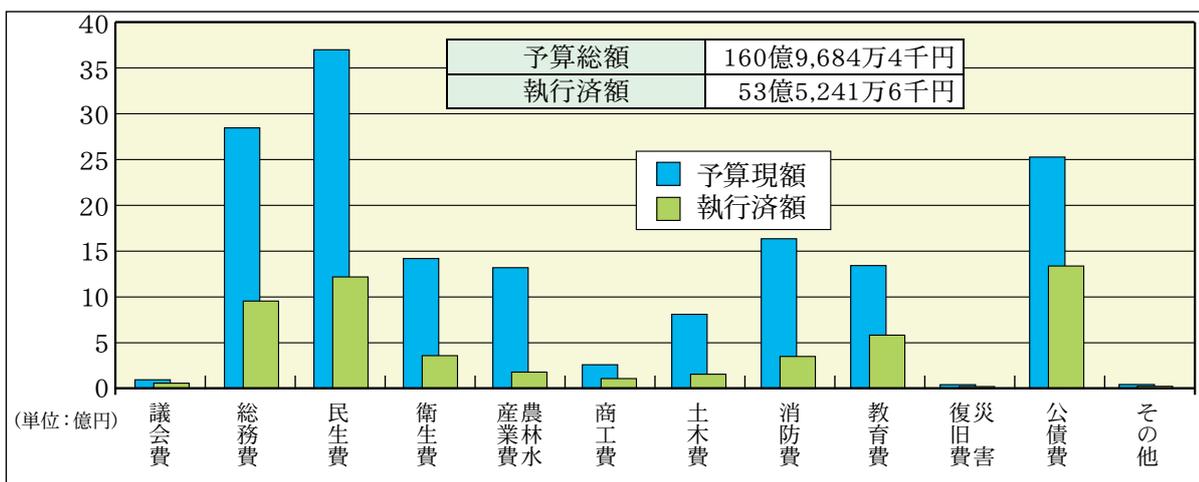


平成26年度上半期の愛南町の予算執行状況等を公表します



歳入

款	予算現額	執行済額	款	予算現額	執行済額
町税	17億3,487万6千円	12億4,577万4千円	諸収入	2億4,699万7千円	6,347万6千円
地方譲与税	1億2,460万円	3,879万5千円	町債	26億1,370万円	0
地方消費税交付金	1億8,900万円	1億2,765万9千円	その他	5,868万円	3,036万8千円
地方交付税	76億1,077万2千円	57億6,778万7千円	(その他の内訳)		
分担金及び負担金	2億6,231万6千円	1億11万9千円	利子割交付金	590万円	251万5千円
使用料及び手数料	1億8,321万円	8,753万6千円	配当割交付金	560万円	179万2千円
国庫支出金	11億2,987万2千円	3億4,511万2千円	株式等譲渡所得割交付金	88万円	0
県支出金	7億8,995万円	4,764万4千円	自動車取得税交付金	1,480万円	549万6千円
財産収入	3,088万7千円	1,638万5千円	交通安全対策特別交付金	290万円	119万1千円
繰入金	5億9,093万6千円	0	地方特例交付金	360万円	355万6千円
繰越金	5億3,104万8千円	7億1,056万円	寄附金	2,500万円	1,581万8千円
			合計	160億9,684万4千円	85億8,121万5千円



歳出

款	予算現額	執行済額	款	予算現額	執行済額
議会費	9,676万8千円	5,301万3千円	教育費	13億4,787万円	5億9,145万6千円
総務費	28億6,389万1千円	9億5,076万6千円	災害復旧費	1,894万7千円	600万1千円
民生費	37億1,870万6千円	12億3,919万6千円	公債費	25億2,991万円	13億3,560万円
衛生費	14億2,695万6千円	3億6,396万2千円	その他	5,820万7千円	797万1千円
農林水産業費	13億1,766万円	1億7,947万2千円	(その他の内訳)		
商工費	2億7,861万4千円	1億679万1千円	諸支出金	3,830万6千円	797万1千円
土木費	8億517万5千円	1億7,544万8千円	予備費	1,990万1千円	0
消防費	16億3,414万円	3億4,274万円	合計	160億9,684万4千円	53億5,241万6千円

特別会計の予算執行状況

会計名	区分	予算現額	執行済額	差引
国民健康保険特別会計	歳入	38億1,600万円	13億5,031万2千円	24億6,568万8千円
	歳出	38億1,600万円	15億8,897万9千円	22億2,702万1千円
介護保険特別会計	歳入	31億1,324万5千円	12億74万2千円	19億1,250万3千円
	歳出	31億1,324万5千円	12億6,375万6千円	18億4,948万9千円
後期高齢者医療特別会計	歳入	2億8,310万円	8,024万円	2億286万円
	歳出	2億8,310万円	7,685万2千円	2億624万8千円
簡易水道特別会計	歳入	3億9,060万円	4,551万4千円	3億4,508万6千円
	歳出	3億9,060万円	9,971万8千円	2億9,088万2千円
小規模下水道特別会計	歳入	1億4,200万円	1,119万9千円	1億3,080万1千円
	歳出	1億4,200万円	6,076万4千円	8,123万6千円
浄化槽整備事業特別会計	歳入	1億6,500万円	1,532万4千円	1億4,967万6千円
	歳出	1億6,500万円	1,449万6千円	1億5,050万4千円
温泉事業等特別会計	歳入	7,410万円	3,517万円	3,893万円
	歳出	7,410万円	3,045万3千円	4,364万7千円
旅客船特別会計	歳入	2,570万円	1,049万7千円	1,520万3千円
	歳出	2,570万円	1,594万1千円	975万9千円

企業会計

会計名	区分	予算現額	執行済額	差引
上水道事業会計	収益的収入	5億8,080万円	2億207万9千円	3億7,872万1千円
	収益的支出	5億8,080万円	1億1,033万7千円	4億7,046万3千円
	資本的収入	9,874万4千円	0	9,874万4千円
	資本的支出	3億3,082万4千円	9,074万9千円	2億4,007万5千円

資本的収入が資本的支出に不足する額232,080千円は、過年度分損益勘定留保資金151,946千円、当年度分損益勘定留保資金67,462千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,172千円、減債積立金3,500千円で補てんすることとしています。

会計名	区分	予算現額	執行済額	差引
病院事業会計	収益的収入	6億7,410万円	2億2,870万5千円	4億4,539万5千円
	収益的支出	6億7,410万円	2億7,128万5千円	4億281万5千円
	資本的収入	275万円	0	275万円
	資本的支出	3,159万円	1,365万4千円	1,793万6千円

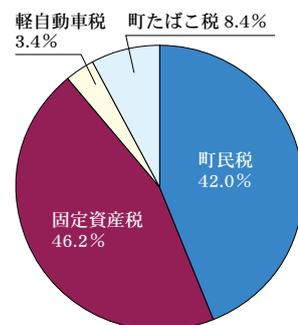
資本的収入が資本的支出に不足する額28,840千円は、過年度分損益勘定留保資金28,840千円で補てんすることとしています。

地方債(町の借金)残高の状況

会計名	残高
一般会計	191億2,875万2千円
簡易水道特別会計	11億4,039万7千円
小規模下水道特別会計	10億3,099万3千円
浄化槽整備事業特別会計	1億2,545万2千円
上水道事業会計	21億9,162万円
合計	236億1,721万4千円

皆様が納めた町税の内訳

町税の内訳	予算現額
町民税	7億2,880万5千円
固定資産税	8億153万6千円
軽自動車税	5,803万5千円
町たばこ税	1億4,650万円
合計	17億3,487万6千円



基金(町の貯金)残高の状況

基金名	残高	基金名	残高
財政調整基金	31億8,367万6千円	ふるさとづくり基金	3,090万6千円
減債基金	6億23万2千円	公営住宅建設基金	1,029万9千円
人材育成基金	6,677万1千円	諏訪公園管理基金	433万6千円
地域振興基金	2億4,883万8千円	地域活性化基金	27億6,000万円
ふるさと創生基金	8,178万3千円	土地開発基金	1億207万9千円
公共施設整備基金	11億4,892万5千円	高齢者等肉用牛貸付基金	722万8千円
文化振興基金	1,022万4千円	(うち貸付金)	(0)
地域福祉基金	7億5,489万円	肉用牛貸付基金	1,932万4千円
西海ストックヤード管理基金	2,044万7千円	(うち貸付金)	(1,266万6千円)
産業振興基金	1億1,998万8千円	介護保険給付費準備基金	608万7千円
中山間ふるさと水と土保全基金	4,960万1千円	国保財政調整基金	5,324万9千円
水資源対策基金	2億5,333万8千円		
		合計	95億3,222万1千円

本議会の審議の結果は次のとおりです。

【議案等表決結果一覧表】

議案番号	件名	議決の結果等
第65号議案	小型動力ポンプ普通積載車(長月・岩水)購入契約について	原案可決
第66号議案	愛南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第67号議案	愛南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第68号議案	愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第69号議案	愛南町母子家庭医療費助成条例の一部改正について	原案可決
第70号議案	愛南町営住宅管理条例の一部改正について	原案可決
第71号議案	愛南町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	原案可決
第72号議案	愛南町火災予防条例の一部改正について	原案可決
請願第1号	請願書「伊方原発の再稼働を認めないよう国に求める意見書を決議すること」	不採択
請願第3号	「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願	不採択
請願第5号	「大飯原発での運転差止判決」をふまえ伊方原発を再稼働させず廃炉に向けることを求める請願	不採択
第73号議案	平成26年度愛南町一般会計補正予算(第3号)について	原案可決
第74号議案	平成26年度愛南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
第75号議案	平成26年度愛南町上水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決
第76号議案	町有財産の減額貸付について	原案可決
第77号議案	H26深浦漁港海岸保全施設整備工事請負契約について	原案可決
第78号議案	H26御荘漁港港整備交付金工事請負契約について	原案可決
同意第1号	愛南町教育委員会委員の任命について	原案同意
請願第6号	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書	不採択

■議会事務局から
平成26年 第3回町議会定例会

町からのお知らせ

一般会計、特別会計、事業会計の決算認定については、平成25年度決算特別委員会(議長及び議員選出の監査委員を除く14名)を設置して次の議会までに審査することになりました。なお、決算特別委員会の委員長に吉村直城議員、副委員長に草木原由幸議員を互選しました。

同意第1号により教育委員会委員に中田ふさ氏(城辺乙)を任命することに同意しました。

【一般質問】

ちようぞう 内倉長蔵議員	①高樹齢化したアケボノツツジの保護、後継樹の育成について ②社会インフラ等の老朽化とその対応について ③愛南町附属機関、懇話会等について
よしゆき 草木原由幸議員	①避難所の利活用について ②風力発電事業の推進について
ともひこ 渡邊知彦議員	①災害と風力発電について ②僧都ウィンドシステム事業同意書について ③政策調整会議について
たかし 西口孝議員	①鳥獣害駆除に関して、「括りわな」設置の許可を求めることについて ②町立病院の体制について ③愛南町が無くならないための具体的取り組みについて
よしと 那須芳人議員	①津島道路事業の事業展開について ②タブレット端末導入について

【総務文教常任委員会

所管事務調査報告

「財産管理について」

第1回目は、5月22日、担当課から総務文教常任委員会資料に基づき机上審査により説明を受けた。全員協議会で報告のあった、(株)ジャネットスが平成17年8月に行った「僧都における風力発電フィールドテスト(風況精査)」の際に届け出をせず無断で伐採を行ったことに関し、町の対応についての説明があった。

第2回目は8月6日に実施し、第1回目の調査で委員から意見のあった官公造林部分の無断伐採については、担当課が森林管理署に再確認した結果、再調査を行って補償を求める方向との回答があった。国の補償金が納入された後、町にも分収割合に応じて補償金が納入されると説明を受けた。また、今後は、形質変更の許可申請があった場合には無断伐採がないよう指導を強化し再発防止に努めるとの説明も受けた。

「調査結果」

平成17年8月に(株)ジャネットスが「僧都における風力発電フィールドテスト(風況精査)」を行った際に、届け出をせず無断で伐採を行ったことについて、町は平成24

年度に伐採の調査を行い、伐採した立木補償費を決定し補償費として166,063円の納入を受けている。不法に伐採されたにもかかわらず、町がすぐに把握できなかったことは適切な事務処理であつたとはいえない。

また、官公造林部分は国の営林局が実施していることではあるが、営林局と町との分収契約があることから町としても適切な対応が必要であると考ええる。

以上のようなことを踏まえ、今後は、町有林に係る申請等においては迅速で適切な事務処理を行い、今回のようなことが二度と発生しないよう再発防止を図り、厳格な財産管理に努めることを強く望む。特に今回のケースは契約面積が146㎡でありながら伐採面積が1,291.6㎡となっており、悪質であると思料されることから過料も含め協議検討すべきである。また、今回調査した内容については、早い段階で議会にも報告すべきものであると考えられることであり、今後においては報告すべきものは時期を失せず報告し、議会軽視ととられないような対応を望む。

なお、今回の不法伐採による立木補償費については、監査での指

摘もない状況であり、必要な内容については監査の際に担当課から事前に説明し、より厳正な監査を受ける必要があつたとの厳しい意見があつたことを付け加えておく。

9月24日～26日 議員視察研修

9月24日(水)

東日本大震災の被災地である宮城県名取市閑上地区を視察。同地区には震災前、約5,000人が住んでいたが、3年経った今でもほとんど誰も住んでいない現状である。

閑上の真

ん中に「閑上の記憶」というプレハブを設置し、復興の中核として、被災地の現状を風化させないために頑張っている方からお話を伺った。

9月25日(木)

議会改革の進んでいる宮城県大河原町議会で議会改革の経緯、議



会基本条例、議会報告会などについての視察研修を実施し、大川原町議会議長ほか5名の議員から説明を受け、意見交換を行った。



9月26日(金)

国会議事堂(衆議院議場など)を見学した後、環境省や農林水産省の担当者3名を講師として「鳥獣被害対策の現状と課題」との議題で勉強会を行った。



ご当地グルメが大集合

㈱レクザム愛南工場敷地内で、「まるごち秋の味覚祭2014」を開催しました。当日は、時折雨が降るあいにくの天候でしたが、愛南町に集結した四国内のB級ご当地グルメを求めて大勢の親子連れなどが来場しました。

会場では、『四国B級ご当地グルメゾーン』のほか、『愛南ご当地グルメゾーン』、『愛南町特産品販売ゾーン』で、ご自慢の料理などが販売され、来場者の食欲をくすぐりました。

そのほか、町内園児による「ガラストライアスロン」や「うり坊レース」、「餅まき」など楽しいイベントが盛りだくさんで、会場は終日賑わいました。



10/5

天候には恵まれなかったものの、会場は大勢の親子連れなどで賑わいました。

お目当てのグルメは見つかったかなーし



『四国B級ご当地グルメゾーン』では、ゲスト出店の「富士宮やきそば」のほか「今治焼豚玉子飯」、「八幡浜ちゃんぽん」など17団体が色鮮やかな看板を掲げ、自慢の味をアピールしました。また、『愛南町特産品販売ゾーン』では、町内の11団体が愛南町の特産品などを販売しました。



「とろとろ！中華鯛めし」(写真左)と「熱アツブリさつま」。「冷ひえ！カツオしぐれ」と合わせ、「お食事処なにわ」からは3品が出品されました。



『愛南ご当地グルメゾーン』では、南宇和高校生9名がお揃いの赤いポロシャツを着用し、ボランティアスタッフとして参加しました。



「山と海の一石三鳥弁当」
(愛南グリーン・ツーリズム推進協議会)



「ブリ照りバーガー」
(ナチュラル工房 la vita)



「海鮮丼」
(魚食研究会)

『愛南ご当地グルメゾーン』では、過去に「愛南うまいもんコンテスト」で受賞した「熱アツブリさつま」や「山と海の一石三鳥弁当」などが販売され人気を集めました。

■保健福祉課から

共に生きるまちをめざして

人権と福祉の理解を深めるとともに、障害者と健常者の交流の場を提供しようと、御荘文化センターで「であい ふれあい愛南フェスタ2014」が開催されました。会場には、町内の福祉団体など18団体が、それぞれの活動を紹介する展示コーナーやバザーなどのブースを設け、来場者と交流を深めました。

また、前日の10日に行われた「南宇和こころの健康大学」では、被災地支援活動団体「ちよんまげ支援隊」のツノダヒロカズ隊長が、『被災地の力になりたい』と題し講演を行いました。



■保健福祉課から

女性に対する暴力で悩んでいませんか

「配偶者からの暴力」など、女性に対する暴力は重大な人権侵害です。一人で悩まないで、早めにご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

相談機関

県婦人相談所(月々金)

TEL 089-927-3490

問合せ

保健福祉課 TEL 72-1212

県男女共同参画センター(火曜日)
TEL 089-926-1644

県警察本部

TEL 089-931-9110

愛南町保健福祉課

TEL 72-1212

■選挙管理委員会から

投票に行く、理由がある。

11月16日(日)は愛媛県知事選挙の投票日です

当日、仕事やレジャーなどでお出かけの場合は、期日前投票ができます。入場券を持参して、次の期日前投票所で行ってください。

また、当日選挙権がある方で、入場券が万一手元に届かなかったり、紛失されたりした

期日前投票について

場合でも免許証等で本人確認ができれば投票できますので、投票の際にお申し出ください。
投票日当日は、23の投票所で終了時間を19時に繰上げします。入場券をご確認ください。



期日前投票所	期間・時間
本庁	10月31日(金)～11月15日(土) 8時30分～20時
DE・あ・い・21	
御荘支所	11月5日(水)～9日(日) 8時30分～18時
一本松支所	11月10日(月)～15日(土) 8時30分～20時
西海支所	

※入場券は10月末に発送しています。

問合せ 町選挙管理委員会 TEL 72-1211

■保健福祉課から

「思春期講座(大人編)」の受講者を募集します

思春期の子どもたちを応援するために、思春期の特徴について学習してみませんか。

日時 12月8日(月)

時間 13時30分～15時05分
対象 中学生の保護者
場所 城辺保健福祉センター
申込期日 12月1日(月)

申込み・問合せ

一本松支所 TEL 84-2211

■ 税務課から

「年末調整説明会」開催のお知らせ

宇和島税務署では、平成26年分源泉所得税の改正や納付書等の記載要領、年末調整の仕方について、次の日程で説明会を開催します。

なお、事業者には、年末調整関係諸用紙を封入した封筒を事前に送付しますので、ご来場の際には必ず送付された封筒をご持参ください。

日時	会場	対象地域
11月18日(火) 14時～16時	鬼北町近永公民館 2階 講堂	宇和島市三間町 鬼北町・松野町
11月19日(水) 13時30分～15時30分	愛南町御荘文化センター 2階 大研修室	愛南町
11月20日(木) ①10時～12時 ②14時～16時	宇和島市役所 2階大会議室	①宇和島市 (個人事業者) ②宇和島市 (法人事業者)

※対象地域にかかわらず、ご都合の良い会場にご来場いただけます。

問合せ 税務課 TEL 727301

宇和島税務署 TEL 0895-22-4513

■ 税務課から

12月は滞納整理強化月間です

12月は「県税・市町村税 一斉滞納整理強化月間」です。愛南町でも、愛媛県や愛媛地方税滞納整理機構と連携し、納期限内納付をされている納税者との公平性を確保するため、期間中は滞納処分等による滞納整理をより一層強化します。

設置しますので、ご利用ください。
納税相談窓口 (設置場所…本庁 税務課)

平日 12月1日(月)～19日(金)
8時30分～19時

休日 11月30日(日)、
12月7日(日)、14日(日)
8時30分～17時15分

なお、期間中は納税相談窓口を

問合せ 税務課 TEL 727301

■ 一本松支所から

「ふるさと一本松祭」を開催します

秋の恒例行事となった「ふるさと一本松祭」を今年も開催します。会場では、コスモスが色鮮やかに咲き乱れる中、各種団体による物産販売、南宇和高校吹奏楽部の演奏会や「レーモン

ド松屋ライブショー」が行われます。さらに、一本松出身の歌手紫音さんによる凱旋ライブショーも開催されます。お誘い合わせの上、ぜひお越しください。



問合せ

一本松支所 TEL 84-2211

日時 11月23日(日) 10時～14時
場所 広見地区田園



紫音さん

■ 町民課から

人権擁護委員が委嘱されました

10月1日付けで、法務大臣から金田孝一氏(平澄)と徳岡朗氏(上大道)が人権擁護委員に委嘱されました。

暮らしの中での悩みや心配ごと、困りごとのある方は、ぜひ人権擁護委員にご相談ください。

問合せ

町民課 TEL 727300

松山地方法務局宇和島支局
TEL 0895-22-0770

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された、私たちの町の相談パートナーです。

■保健福祉課から

平成27年度の保育所入所についてお知らせします

平成27年4月から保育所への入所を希望する方は、次の方法により申込みを行ってください。

申込書配布方法

・在園児分 保育所経由で配付します。

・新規児童分 入所希望の保育所で配付します。

提出書類 保育所入所申込書、支給認定申請書、家庭の就労状況調査表

提出先 入所希望の保育所

申込期間 11月10日(月)～28日(金)

なお、平成27年5月以降に途中入所を希望される方(これから出産予定の方、育児休業明け等により職場復帰される方)のうち、年度途中に保育所入所を希望される方も、必ず右記期間内に申込書を入所希望の保育所に提出してください。途中入所の申込みをしていない場合は、希望する保育所へ入所できない場合があります。

【注意事項】

①児童の属する世帯員又は近隣にお住まいの祖父母の方などで、保育のできる状況の方がおられ

■保健福祉課

る場合、利用調整において入所できないことがあります。また、就職活動後の就業状況(パート等)の再調査が毎年7月頃にありますので、ご協力をお願いします。

②申込書の記入に当たっては、入所児童の満年齢(平成27年4月1日現在)で記載してください。

③面接は、平成27年1月下旬頃から予定しています。日程が決まり次第、申込時に必要な書類等と面接のご案内を同封し、個別に通知します。

一部保育所において土曜午後保育(無料、申請が必要)や延長保育(延長保育料1回100円、利用申込数5人以上で実施)を行っています。保護者の就労に応じて希望がある場合には、実施保育所(はまゆう乳幼児保育所・柏保育所・御荘保育所・城辺保育所・一本松保育所)への入所をお勧めします。

詳しくは、入所申込書類に掲載していますのでご確認ください。

問合せ 保健福祉課 TEL 7211212

■学校教育課から

平成27年度のあいなん幼稚園園児を募集します

あいなん幼稚園では、次のとおり入園希望者を募集します。

平成27年4月から入園を希望する方は、申込書類をあいなん幼稚園又は学校教育課で受け取り、お申し込みください。

提出書類 入園願書、支給認定申請書

提出先 入園願書、支給認定申請書

提出先 あいなん幼稚園

申込期間 11月10日(月)～28日(金)

募集人員 105名 (3～5歳児各35名)

・3歳児 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ

■保健福祉課、学校教育課から

平成27年度から幼稚園・保育所の利用には支給認定申請書の提出が必要です

平成27年4月から「子ども子育て支援新制度」がスタートします。この新制度では、次のとおり3つの認定区分が設定され、幼稚園・保育所を利用する場合にはいずれかの区分に該当することが必要となりました。

1号 満3歳以上で幼稚園に入所希望の児童

2号 満3歳以上で保育の必要

3号 満3歳未満で保育の必要性がある児童

幼稚園・保育所の入所申込書配付と同時に「支給認定申請書」をお配りしますので、「幼稚園入園願書・保育所入所申込書」と合わせて提出をお願いします。

■保健福祉課

問合せ 保健福祉課 TEL 7211212

■学校給食センターから

給食物資(食材)納入指定業者の登録及び更新についてお知らせします

平成25年度から、学校給食センターや町立保育所、養護老人ホーム南楽荘及び国保一本松病院で取り扱う給食物資の納入業者を登録制としています。登録業者の有効期限は平成27年3月31日までとなっています。

登録業者の方へは、登録更新に必要な書類を11月中にお送りしますので、更新を希望される

場合は所定の期限までに必要書類を提出してください。

また、平成27年度以降、新たに納入を希望される業者の方は各施設で申請書等を受け取り、11月20日(木)～12月19日(金)の間に必要書類を提出してください。

■問合せ

学校給食センター

TEL 720222

■農業支援センターから

「包丁汁作り体験」に参加しませんか

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会では、「包丁汁作り体験」の参加者を募集します。南予の代表的な郷土料理を、みんなで一緒に作ってみませんか。

日時 11月9日(日)

10時～(雨天決行)

場所 平城公民館

定員 10名(先着順)

体験料 1人 1,000円

申込期日 11月7日(金)

■問合せ 農業支援センター

TEL 7217311



■内海公民館から

癒しの里 四国の道を歩こう 「トレッキング・ザ・空海あいなん」の参加者を募集します

◆松尾坂へんろ道コース

(宿毛市野球場～御荘文化センター) ほか2コース

11月29日(土) 8時30分～

(総合開会式 御荘文化センター)

◆柏坂へんろ道コース

(愛南町柏「DE・あ・い・21」～宇和島市津島町畑地「風園」)

11月30日(日) 9時～

(開会式 DE・あ・い・21)

(※両日とも雨天決行(荒天中止))

参加料 500円(中学生以下は無料)、弁当・飲み物はご持参ください。

■問合せ

内海公民館 TEL 8511021

■防災対策課から

防災について考えよう

12月17日～23日の「えひめ防災週間」に先駆け、「愛南町防災フォーラム」を開催します。

お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

■問合せ

防災対策課 TEL 720131

日時 12月7日(日) 14時～16時

場所 御荘文化センター



愛南町の貴重な文化遺産【歴史の道 へんろ道】
(明治43年5月21日撮影 松尾坂へんろ道 松尾峠)

■町民課から

11月30日は「年金の日」です

厚生労働省では、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、愛南町役場町民課にお問い合わせください。

◇「扶養親族等申告書」の提出について
老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税及び復興特別所得税の課税対象と

されています(障害・遺族年金は課税されません)。課税対象となる受給者の方には、「扶養親族等申告書」が11月上旬頃に日本年金機構から送付されますので、書類に記載の提出期限までに必ず提出してください。

対象者

- ・ 年齢65歳未満で、年金額108万円以上の方
- ・ 年齢65歳以上で、年金額158万円以上の方

問合せ

宇和島年金事務所
TEL 089512215569
町民課 TEL 7217300

今月の社会保険・年金一日相談(予約制)

○11月18日(火)
10時～15時30分
(城辺商工会館2階)

問合せ 宇和島年金事務所
お客様相談室

TEL 089512215569
電話受付対応時間
8時30分～17時15分

■生涯学習課から

「愛南町文化祭」のご案内

『文化祭 豊かな未来の町づくり』をテーマに「愛南町文化祭」が開催されます。

今年の文化祭は愛南町合併10周年を記念し、開会行事後に「おたのしみ抽選会」が行われるほか、両日とも先着100名様記念品を進呈します。お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

日時 11月8日(土)
9時～17時

11月9日(日)
9時～16時

場所 御荘文化センターほか

問合せ

生涯学習課 TEL 731111



11月納税等のお知らせ

■税務課等から

国民健康保険税	6期分/10期分
介護保険税	6期分/10期分
後期高齢者医療保険料	5期分/9期分
保育所保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されずと、本来、納めべき税額のほかに延滞金がかかります。

- ① 町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。
- ② 上水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。